

『建築士事務所登録申請書等の作成手引き』

平成 30 年 7 月改正

令和 3 年 1 月 1 日一部訂正

令和 5 年 7 月 25 日一部訂正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

一般社団法人山梨県建築士事務所協会

目 次

1. 各種申請等必要書類一覧表	2
2. 事務の流れ	3
3. 各種書類作成の留意点	4
【建築士事務所登録申請（新規・更新）】	
・ 法人の場合	5
・ 個人の場合	7
○ 記載例	9
【登録事項変更届】	
○ 登録事項変更届について	18
○ 記載例	21
【建築士事務所廃業届】	
○ 建築士事務所廃業届について	24
○ 記載例	25
【設計等の業務に関する報告書】	
○ 設計等の業務に関する報告書について	26
○ 記載例	27
【建築士事務所登録証明願】	
○ 建築士事務所登録証明願について	32
○ 記載例	33

建築士事務所登録関係必要書類

関係書類		申請書、届出書等	業務概要書 (第六号書式イ)	略歴書(第六号書式ロ)	誓約書(第六号書式ハ)	登記事項証明書 (履歴事項全部証明)	※2 定款(原本証明)	免許証(写)	※1 管理建築士講習修了証(写)	確約書	始末書(提出期限に遅れた場 合)	提出部数	備考
申請書 届出	提出書類 提出期限等	●	●	●	●	●	●	●	●	●		2	【申請手数料】一級建築士事務所: ¥22,000円、二級・木造建築士事務所: ¥20,000円 ・建築士免許は原本照会のため、必ず持参してください。
		●	●	●	●	●	●	●	●	●		2	
事務所登録新規	個人	●	●	●	●	●	●	●	●		▲	2	・法人登録の場合、定款及び登記事項証明書(登記簿)の「目的」欄に「建築物の設計、工事監理」等の記載が必要です。
		●	●	●	●	●	●	●	●		▲	2	
事務所登録更新	法人	●	●	●	●	●	●	●	●		▲	2	・建築士免許は原本照会のため、必ず持参してください。
		●	●	●	●	●	●	●	●		▲	2	
登録変更	名称	●									▲	1	・登記簿謄(抄)本については法人に限る
		●									▲	1	
登録変更	所在地	●									▲	1	・必要に応じて(管理建築士の専任の確認等)雇用・退職証明書等を添付していただきます。 ・建築士免許は原本照会のため、必ず持参してください。
		●									▲	1	
登録変更	管理建築士	●									▲	1	・建築士免許は原本照会のため、必ず持参してください。
		●									▲	1	
登録変更	所属建築士	●									▲	1	・個人の場合: 開設者の変更は認められません
		●									▲	1	
登録変更	個人 (苗字のみ)	●									▲	1	・有限会社→株式会社に变更など
		●									▲	1	
登録変更	法人 (代表取締役)	●									▲	1	・業務を廃止したときは、「開設者、開設者が死亡したときは、その「相続人」、開設者が破産したときは、その「破産管財人」。法人が合併により解散したときは、その「役員であった者」、法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その「清算人」が届出を必要となります。また、それぞれ相続人、破産管財人、役員であったこと、清算人を証明する書類の添付が必要です。
		●									▲	1	
登録変更	法人 (商号)	●									▲	1	・廃業する場合は、廃業する日までの業務報告書を廃業届と併せて提出してください。
		●									▲	1	
廃業	法人役員	●									▲	1	【手数料】¥400 / 枚 ・登録証明の交付には、一週間程度かかります。
		●									▲	1	
設計等の業務に関する報告書	業 届	●									▲	1	※1 建築士法第24条第2項の規定に基づく管理建築士講習の受講修了証 ※2 写しに現行定款と相違ない旨を記載してください
		●									▲	2	
建築士事務所登録証明	業 届	●									▲	1	※1 必ず添付が必要となる書類 ▲白: 場合により添付が必要となる書類 ■白: 基本的に添付が必要となるが、法的な期間により添付の必要がない場合のある書類
		●									▲	1	

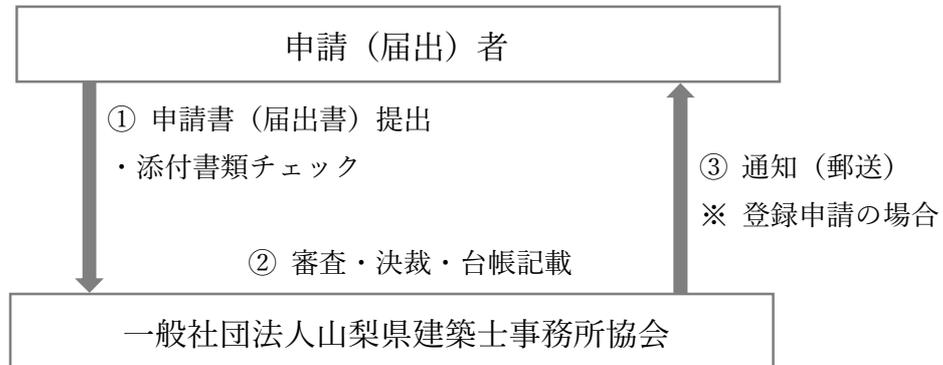
問い合わせ先: (一社)山梨県建築士事務所協会
電話 055-225-1251

提出先 (一社) 山梨県建築士事務所協会

2 事務の流れ

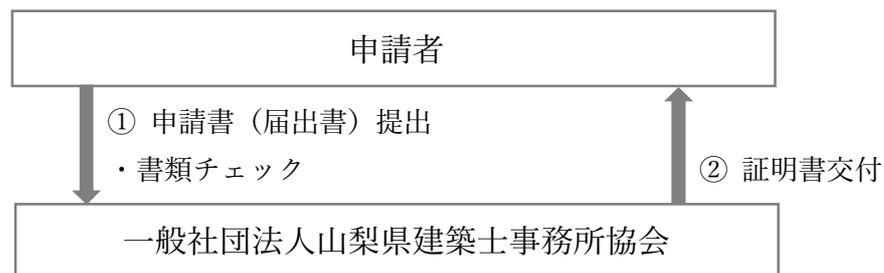
(1) 建築士事務所登録申請

- ・登録事項変更届
- ・建築士事務所廃業届
- ・設計等の業務に関する報告書



※ 届出、報告書類については届出者（報告者）に副本の返却はしません。

(2) 建築士事務所登録証明願



※ 証明書交付には1週間程度かかります。

(3) 問い合わせ先

一般社団法人山梨県建築士事務所協会

甲府市丸の内1丁目14番19号 山梨県建設業協同組合会館2階

電話番号 055-225-1251

登録事務専用メール jimkyo@rainbow.plala.or.jp

3. 各種書類作成の留意点

【建築士事務所登録申請（新規・更新）】

(1) 建築士事務所登録（建築士法第23条第1項）

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て設計等を業として行おうとするときは、建築士事務所について、指定事務所登録機関の登録を受けなければなりません。

(2) 建築士事務所登録の有効期間（建築士法第23条第2項、第3項）

登録の有効期間は登録の日から起算して5年間。

有効期間の満了後、引き続き登録を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに更新の登録申請書を提出しなければなりません。

(3) 登録申請書の提出先・提出部数（新規・更新）

一般社団法人建築士事務所協会へ持参してください。

提出部数2部（副本はコピー可）

(4) 建築士事務所登録手数料

手数料 一級建築士事務所：22,000円

二級建築士事務所：20,000円

木造建築士事務所：20,000円

※指定金融機関への振込をお願いいたします。

※山梨県収入証紙での納入はできません。

手数料振込先

銀行名：山梨中央銀行 本店営業部

口座番号：普通 2091317

口座名義：シャ ヤマナシケンケンチクシジムシヨキョウカイ

(一社) 山梨県建築士事務所協会

※振込手数料は、ご負担下さい。

(5) 提出書類

○ 法人の場合

申請書			関係書類	① 建築士事務所登録申請書 (第五号書式)	② 業務概要書 (第六号書式イ)	③ 略歴書 (第六号書式ロ)	④ 誓約書 (第六号書式ハ)	⑤ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明)	⑥ 定款 (原本証明)	⑦ 免許証又は免許証明書 (写)	⑧ 管理建築士講習修了証 (写)	⑨ 建築士定期講習修了証 (写)	⑩ 誓約書	始末書 (提出期限に遅れた場合)	提出部数	記載例ページ
事務所登録	新規	法人		●		●	●	●	●	●	●	●	●		2	10~17
	更新		30日前	●	●	●	●	●	●	●	●	●		▲	2	

●印:必ず添付が必要となる書類
▲印:場合により添付が必要となる書類

提出先:一般社団法人山梨県建築士事務所協会
問い合わせ先:(一社)山梨県建築士事務所協会
電話 055-225-1251

① 建築士事務所登録申請書

(第一面)

- ・一級建築士事務所の場合は、名称に「一級建築士」と表示をお願いします。
- ・二級建築士事務所の場合は、名称に必ず「二級建築士」と表示してください。
- ・木造建築士事務所の場合は、名称に必ず「木造建築士」と表示してください。
- ・事務所名に株式会社等の商号を入れる場合は、法人名まで入れた事務所名称とするようお願いいたします。

例) 株式会社 ○○建設→株式会社○○建設 1 級建築士事務所、株式会社○○建設 設計部 1 級建築士事務所 など

(第二面) 所属建築士名簿

- ・更新時の所属建築士(管理建築士を含む)を記載してください。

② 業務概要書

- ・前回の登録から今回の申請時まで実施した全ての業務(5年分)を記載してください。

③ 略歴書

- ・登録申請者と管理建築士が違う場合は、それぞれの略歴書を添付してください。

④ 誓約書

- ・登録申請者の氏名又は名称を記入してください。

⑤ 登記事項証明書

- ・3ヶ月以内のものを添付してください。(副本は写しで可)
- ・登記していない場所に開設をする場合は、賃貸契約書(写)等が必要です。
- ・定款及び登記簿の「目的」欄に「建築物の設計、工事監理」の記載が必要です。記載

がない場合、次回の株主総会で定款の変更をする等の念書を添付してください。

※目的欄に建築物の設計等の業務が類推できる記載がされている場合も可。

例)・建築物の設計・工事監理

・建築士事務所に関する一切の業務

・登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。(登録事項の変更状況を確認する必要があるため)

⑥ 定款(写)

・定款及び登記簿の「目的」欄に「建築物の設計、工事監理」の記載が必要です。記載がない場合、次回の株主総会等で定款の変更をする旨の念書を添付してください。

※ 目的欄に建築物の設計等の業務が類推できる記載がされている場合も可。

原本証明記載例

目的欄例)・建築物の設計、工事監理

・建築士事務所に関する一切の業務

・写しに現行定款と相違ない旨を記載してください。

令和〇年〇月〇日
この写しは原本と相違ありません

株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

⑦ 免許証または免許証明書(写)

・所属建築士(管理建築士を含む)の建築士免許証または免許証明書の写しを添付してください。

・受付時に所属建築士(管理建築士を含む)の建築士免許証または免許証明書原本確認もしますので、持参してください。

⑧ 管理建築士講習修了証 ⑨ 建築士定期講習修了証 ⑩ 確約書

・建築士法第23条の4第1項第7号で「建築士事務所について第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠くもの」は登録を拒否しなければならないとされており、専任の管理建築士を置くことが開設者の義務となっております。専任とは事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。

・管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務(建築士法施行規則第20条の5)に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。従って、管理建築士の講習修了証の写しを必ず添付してください。

・新規登録の場合は、管理建築士の専任確認のための確約書を添付してください。

※ 更新の登録を申請する際、申請内容(建築士事務所の所在地・代表者名等)が、登録されている内容と異なる場合は、変更届を提出してから更新の手続をしてください。

始末書(更新の場合のみ)

・有効期間満了の日前30日までに更新の登録申請をしなければなりません。期限を守れなかった場合は、始末書を添付してください。

○ 個人の場合

申請書				関係書類										提出部数	記載例ページ		
事務 所 登 録	新規	個 人	30日前	① 建築士事務所登録申請書 (第五号書式)	② 業務概要書 (第六号書式イ)	③ 略歴書 (第六号書式ロ)	④ 誓約書 (第六号書式ハ)	⑤ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明)	⑥ 定款 (原本証明)	⑦ 免許証又は免許証明書(写)	⑧ 管理建築士講習修了証(写)	⑨ 建築士定期講習修了証(写)	⑩ 確約書	始末書(提出期限に達した場合)	2	9.11~17	
	更新			●	●	●	●			●	●	●	●	▲	2		
				●印:必ず添付が必要となる書類 ▲印:場合により添付が必要となる書類													
提出先:一般社団法人山梨県建築士事務所協会										問い合わせ先:(一社)山梨県建築士事務所協会 電話 055-225-1251							

① 建築士事務所登録申請書

(第一面)

- ・一級建築士事務所の場合は、名称に「一級建築士」と表示をお願いします。
- ・二級建築士事務所の場合は、名称に必ず「二級建築士」と表示してください。
- ・木造建築士事務所の場合は、名称に必ず「木造建築士」と表示してください。

(第二面) 所属建築士名簿

- ・更新時の所属建築士(管理建築士を含む)を記載してください。

② 業務概要書(更新の場合のみ)

- ・前回の登録から今回の申請時まで実施した全ての業務(5年分)を記載してください。

③ 略歴書

- ・登録申請者と管理建築士が違う場合は、それぞれの略歴書を添付してください。

⑦ 免許証または免許証明書(写)

- ・所属建築士(管理建築士を含む)の建築士免許証または免許証明書の写しを添付してください。
- ・受付時に所属建築士(管理建築士を含む)の建築士免許証または免許証明書原本確認もしますので、持参してください。

⑧ 管理建築士講習修了証 ⑨ 建築士定期講習修了証 ⑩ 確約書

- ・建築士法第23条の4第1項第7号で「建築士事務所について第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠くもの」は登録を拒否しなければならないとされており、専任の管理建築士を置くことが開設者の義務となっております。専任とは事務所に常勤し、専ら管理建築士の職務を行う必要があります。
- ・管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務(建築士法施行規則第20条の5)に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。従って、管理建築士の講習修了証の写しを

必ず添付してください。

・新規登録の場合は、管理建築士の専任確認のための確約書を添付してください。

※ 更新の登録を申請する際、申請内容（建築士事務所の所在地・代表者名等）が、登録されている内容と異なる場合は、変更届を提出してから更新の手続をしてください。

始末書（更新の場合のみ）

・有効期間満了の日前30日までに更新の登録申請をしなければなりません。期限を守れなかった場合は、始末書を添付してください。

第五号書式(第二十条関係)(A 4)

正	副	一級 二級 木造	建築士事務所登録申請書 (第一面)		※手数料欄	
					個人の場合	
<p>〔記入注意〕</p> <p>1 ※印欄は、記入しないでください。</p> <p>2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。</p> <p>3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください</p>						
<p>一級 二級 木造</p>		<p>建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。</p> <p>令和 3年 1月 1日</p>				
<p>登録申請者氏名</p> <p>富士山 一郎</p>		<p>・申請書提出日を記載。更新の場合は登録の有効期間満了の日30日前までに提出が必要です。</p>				
<p>指定事務所登録機関 殿</p>						
建 事 務 所	ふりがな 名 称	やまなしけんけんちくじゅうたく いっきゅうけんちくじむしょ 山梨県建築住宅 一級建築士事務所				
	所 在 地	〒400-8501 甲府市丸の内*-* - 1 電話 (055) 000-****				
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所				
登 録 申 請 者	あ る と き 個 人 で	ふりがな 氏 名	ふじやま いちろう 富士山 一郎	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
		住 所	〒400-8501 甲府市丸の内*-* - 1			
	あ る と き 法 人 で	ふりがな 名 称	登録申請者の所有する建築士免許の種別にチェックしてください。			
		事務所所在地				
建 務 理 建 築 士 を 管 理 す る 建 事 管 建	ふりがな 氏 名	ふじやま かずお 富士山 一男	登録番号	〇〇〇〇〇		
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級 建築士	登録を受けた都道府 県名(二級建築士 又は木造建築士の 場合)			
	管理建築士講習を 修了した年月日	令和2年 3月 3日	修了証番号	10000-***		
現登録年月日 及び登録番号		令和1年 5月30日 山梨県知事登録第1-0000号	新規の場合は記載不要			
新 規 <input type="checkbox"/>	更 新 <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号		令和 年 月 日 (都道府県) 知事登録 第 号	※ 審 査	

第五号書式(第二十条関係)(A4)

正	副	一級 二級 木造	建築士事務所登録申請書 (第一面)	※手数料欄
				法人の場合

〔記入注意〕
 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 二級 木造	建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。 令和3年 1月 1日				
	・申請書提出日を記載。更新の場合は登録の有効期間満了の日30日前までに提出が必要です。				
	登録申請者氏名 株式会社山梨県建築住宅 代表取締役社長 富士山 一郎				
指定事務所登録機関	殿				
	事務所名に株式会社等の商号を入れる場合は、法人名を入れた事務所名称とするようお願いします。				
建 事 務 所	ふりがな 名 称	かぶしがいいしやまなしけんけんちくじゅうたく いっきゅうけんちくじむしょ 株式会社山梨県建築住宅 一級建築士事務所			
	所 在 地	〒400-8501 甲府市丸の内*-* -1 電話 (055) 000-****			
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	一級建築士事務所			
登 録 申 請 者	あ る と き 個 人 で	ふりがな 氏 名	建築士 の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	
		住 所			
	あ る と き 法 人 で	ふりがな 名 称	かぶしがいいしや やまなしけんけんちくじゅうたく 株式会社 山梨県建築住宅		
		事務所所在地	〒400-8501 甲府市丸の内*-* -1		
建 務 理 所 を 管 理 す る 建 事 管 建	ふりがな 氏 名	ふじやま かずお 富士山 一男	登録番号	〇〇〇〇〇	
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級 建築士	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	管理建築士講習を 修了した年月日	令和 2年 3月 3日	修了証番号	10000-***	
現登録年月日 及び登録番号		令和 年 月 (都道府県) 知事登録 第 号	新規は記載不要		
新規 <input checked="" type="checkbox"/>	更新 <input type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号		※ 審査	
		令和 年 月 日 (都道府県) 知事登録 第 号			

(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

氏名 <small>ふりな</small>	性別	役名	生年月日 <small>明治・大正 昭和・平成</small>
ふじやま かずお 富士山 一男	男 ・ 女	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
ふじやま いちろう 富士山 一郎	男 ・ 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
ふじやま じろう 富士山 二郎	男 ・ 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
	男 ・ 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

※監査役は記載不要

(備考)

別 有
無

添付書類(ロ)

略 歴 書 (登録申請者)
(管理建築士)

〔記入注意〕

- 1 ~~氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。~~
 - 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
 - 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。
- ※自営の会社名も記入してください

氏名	富士山 一郎		生年月日	S〇〇年〇月〇日	
建築士の資格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	登録番号	〇〇〇〇	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	山梨県
学歴	年月日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別		
	H1.3.31	〇〇大学 建築科	卒業		
職歴	期間 年月～年月	勤務先	地位・職名		
	H10.5.1～ H1.4.1～ H10.3.31	株式会社山梨県建築住宅 現在に至る。 〇〇設計事務所	代表取締役 設計部職員(設計・工事監理)		
職歴は、最終学歴から全て記載して下さい。					

添付書類(ロ)

略 歴 書 登録申請者
管理建築士

〔記入注意〕

- 1 ~~氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。~~
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。**※自営の会社名も記入してください**
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	富士山 一男		生年月日	S△△年×月×日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登 録 番 号 ○○○○	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
	二級建築士 <input type="checkbox"/>				
木造建築士 <input type="checkbox"/>					
なし <input type="checkbox"/>					
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 終 了 ・ 中 退 の 別	
	S60. 3. 31	○○高等学校 建築科		卒業	
職 歴	期 間 年月～年月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	H10. 5. 1～	株式会社山梨県建築住宅 一級建築士事務所 現在に至る。		管理建築士	
	H10. 5. 1～	株式会社山梨県建築住宅 現在に至る		取締役	
	H3. 1. 1～ H10. 3. 31	○○設計事務所		設計部職員（設計・工事監理）	
	S60. 4. 1～ H3. 12. 31	(有) △△建築設計		職員（設計・工事監理）	
職歴は、最終学歴から全て記載して下さい。					

添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

株式会社山梨建築住宅

登録申請者の氏名又は名称

代表取締役 富士山 一郎

指定登録機関

一般社団法人山梨県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)

記入例

確約書

管理建築士名

私、_____は、前の勤務先の退職証明を添付することができませんが、今回申請した建築士事務所_____に専任の管理建築士として勤務し、他の会社・事務所等に所属していないことを確約します。

山梨県指定事務所登録機関

一般社団法人 山梨県建築士事務所協会会長 殿

令和 年 月 日

住所
氏名

【建築士事務所登録事項変更届】

建築士事務所登録後、次の表の変更事項に該当する場合は、14日以内（所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内）に変更の届出をしなければなりません（建築士法第23条の5）。

（1）登録事項変更届提出先・提出部数

一般社団法人建築士事務所協会へ持参してください。

提出部数1部

（2）提出書類について

次の表にしたがって必要な書類を提出してください。

申請書届出		関係書類		① 建築士事務所 登録事項変更届	② 業務概要書 (第六号書式イ)	③ 略歴書 (第六号書式ロ)	④ 誓約書 (第六号書式ハ)	⑤ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明)	⑥ 定款 (原本証明)	⑦ 免許証または免許証明書 (写)	⑧ 管理建築士講習修了証 (写)	⑨ 建築士定期講習修了証 (写)	⑩ 確約書	始末書 (提出期限に遅れた場合)	提出部数	記載例ページ	備考			
		提出期限等																		
登録事項変更届	名称	14日以内	●												▲	1	21~23	※1		
	所在地	14日以内	●					●							▲	1		※2		
	管理建築士	14日以内	●			●	●			●	●	●	●		▲	1				
	所属建築士	3ヶ月以内	●								●		●		▲	1			※3	
	開設者	個人 (苗字のみ)	14日以内	●												▲		1		※4
		法人 (代表取締役)	14日以内	●			●	●	●							▲		1		※5
		法人 (商号)	14日以内	●					●	●						▲		1		
法人役員	14日以内	●					●							▲	1					
●印:必ず添付が必要となる書類 ▲印:場合により添付が必要となる書類																				
提出先:一般社団法人山梨県建築士事務所協会										問い合わせ先:(一社)山梨県建築士事務所協会 電話 055-225-1251										

※1. 名称変更

・建築士事務所の名称を変更する場合に提出してください。(事務所名に株式会社等の商号を入れる場合は、法人名まで入れた事務所名称とするようお願いします。)

※2. 所在地の変更

- ・建築士事務所の所在地を変更する場合に提出してください。
- ・法人の場合、所在地を変更したことが分かる書類（登記簿謄（抄）本等）が必要になり

ます。

※3. 所属建築士の変更

・所属建築士に変更があった場合、3ヶ月以内（管理建築士の変更は14日以内）に変更届けの提出をお願いします。

※4. 開設者の変更

・個人建築士事務所の場合、開設者の変更はできません（氏名の変更を除く）。

※5. 商号変更

・法人の場合で、法人の商号を変更する場合に提出してください。

（例：有限会社 → 株式会社に変更する場合など）

① 建築士事務所登録事項変更届

・変更事項欄に変更前、変更後の内容を記載してください。

枠内に収まらない場合は、別紙によるとし、変更前、後がわかるようまとめた資料を添付してください。

所属建築士名簿

・変更届け提出時の所属建築士を記載してください。

③ 略歴書

・開設者変更の場合は開設者の略歴書を添付してください。

・管理建築士変更の場合は管理建築士の略歴書を添付してください。

④ 誓約書

・法人の場合：登録申請者の氏名又は名称を記入してください。

⑤ 登記事項証明書

・3ヶ月以内のものを添付してください。（副本は写しで可）

・所在地変更の場合で登記していない場所にする場合は、賃貸契約書（写）等が必要です。

・法人登録の場合、定款及び登記簿の「目的」欄に「建築物の設計、工事監理」の記載が必要です。記載がない場合、次回の株主総会で定款の変更をする等の念書を添付してください。

※目的欄に建築物の設計等の業務が類推できる記載がされている場合も可。

例) ・建築物の設計・工事監理

・建築士事務所に関する一切の業務

⑦ 免許証（写）

・所属建築士（管理建築士を含む）の建築士免許証（写）を添付してください。

・受付時に所属建築士（管理建築士を含む）の建築士免許証の原本確認のため原本を持参してください。

⑧ 管理建築士講習修了証 ⑨ 建築士定期講習修了証 ⑩ 誓約書

・建築士法第23条の4第1項第7号で「建築士事務所について第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠くもの」は登録を拒否しなければならないとされており、専任の管理建築士を置くことが開設者の義務となっております。専任とは事務所に常勤し、専ら管

理建築士の職務を行う必要があります。

・管理建築士となるためには、建築士法第24条により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の5）に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士でなければなりません。従って、管理建築士の講習修了証の写しを必ず添付してください。

・新規登録の場合は、管理建築士の専任確認のための確約書を添付してください。

始末書

・変更があった日から14日以内（所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内）に届け出なければなりません。**期限を守れなかった場合は、始末書を添付してください。**

記入例 事務所名称、建築士事務所開設

令和 3 年 1 月 1 日

(一社)山梨県建築士事務所協会 会長 殿

届出者
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名))

株式会社 山梨県建築住宅
代表取締役社長 富士山 一郎

開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があつたので、建築士法第23条の5第1項(及び第2項)の規定により届け出ます。

建築士事務所	名称	有限会社 山梨県建築住宅 一級建築士事務所
	所在地	甲府市丸の内*-*-*1
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級 ・ 二級 ・ 木造 建築士事務所
	登録年月日	令和 2 年 5 月 7 日
	登録番号	山梨県知事登録 第 〇〇〇〇〇 号

変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。

項目	変更前	変更後	変更年月日
建築士事務所の名称	有限会社 山梨県建築住宅 一級建築士事務所	株式会社 山梨県建築住宅 一級建築士事務所	R1.6.15
建築士事務所の所在地		事務所名に株式会社等の商号を入れる場合は、法人名を入れた事務所名称とするようお願いします。	
電話番号			
建築士事務所の開設者の氏名又は名称	有限会社 山梨県建築住宅	株式会社 山梨県建築住宅	R1.6.15
建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、役員の名	別添1「役員名簿」のとおり(変更がない場合は添付不要)		R1.6.15
管理建築士の氏名及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	
		管理建築士講習を修了した年月日 平成 年 月 日 修了証番号 第 号	
建築士事務所に属する建築士の氏名及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	別添2「所属建築士変更事項」のとおり(変更がない場合は添付不要)		R2.3.31 R2.4.1

提出日が変更年月日より14日(所属建築士の変更は変更年月日より3カ月)を経過している場合は始末書の提出が必要となります。

[注意] 変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

備考: 開設者の氏名又は名称に変更があつた場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。

【別添1】

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更」を記入してください。
 2 全ての場合は、備考の「有」の口の中
 い部分を別紙として添えてください。

変更後の役員をすべて記入

変更前の役員をすべて記入

変更前		変更後		
氏名	役名	氏名	役名	生年月日
ふじやま かずお 富士山 一男	代表取締役	ふじやま かずお 富士山 一男	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
ふじやま いちろう 富士山 一郎	取締役	ふじやま いちろう 富士山 一郎	取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
ふじやま じろう 富士山 二郎	取締役	ふじやま じろう 富士山 二郎	取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
		ふじやま ふじみ 富士山 富士美	取締役	明治・大正 昭和・平成 ○年○月○日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日
				明治・大正 昭和・平成 年 月 日

記入しきれない場合は、有口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(備考)
 別紙 有
 無

【別添2】

所属建築士変更事項

1
2

記入例

H27. 3. 31に二級建築士1名が所属から外れ、
H27. 4. 1に一級建築士が1名追加した場合

この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して
れたすべての所属建築士を記入の上、所属を外れた

○ 新たに所属建築士となった者

ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて はその旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属した 年月日
ふじやましろ 富士山 四郎	一級建築士	〇〇〇〇		構造設計一級 建築士	〇〇〇〇	R2. 4. 1
新たに所属になった建築士を記入						

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて はその旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属を外れた 年月日
富士山 一男	一級建築士	〇〇〇〇〇		構造一級建築 士	〇〇〇〇〇	
富士山 一郎	二級建築士	〇〇〇〇〇	山梨県			
富士山 二郎	二級建築士	〇〇〇〇〇	山梨県			
富士山 三郎	二級建築士	〇〇〇〇〇	山梨県			R2. 3. 31
管理建築士を含む全ての所属建築士について、記載して下さい。						
所属を外れた建築士はこちらに外れた年月日を記入						
記入しきれない場合は、有口の中にしを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添						

変更前		変更後	
(備考)	一級建築士 1 名 二級建築士 3 名 訂 小直建築工々々	一級建築士 2 名 二級建築士 2 名 訂 小直建築工々々	
別紙 有 <input type="checkbox"/>	構造設計一級建築士 1 名 設備設計一級建築士 1 名	構造設計一級建築士 2 名 設備設計一級建築士 1 名	
無 <input checked="" type="checkbox"/>			

【建築士事務所廃業届】

建築士法第23条の7の規定に基づき、建築士事務所の開設者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から**30日以内**にその旨を届けなければなりません。

届出義務者が次の各号のケースにより異なりますので注意してください。

- 一 その登録に係わる建築士事務所の業務を廃止したとき → 建築士事務所の開設者であったものが届出
- 二 死亡したとき → その相続人が届出
- 三 破産手続開始の決定があったとき → その破産管財人が届出
- 四 法人が合併により解散したとき → その法人を代表する役員であった者が届出
- 五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき
→ その清算人が届出

(1) 廃業届提出先・提出部数

一般社団法人建築士事務所協会へ持参してください。

提出部数 1部

(2) 提出書類について

次の表にしたがって必要な書類を提出してください。

区分		提出書類	提出部数	廃業届	相続人を証明する書類	破産管財人を証明する書類	清算人を証明する書類	設計等の業務に関する報告書 (廃業する年度の廃業日までの分)	始末書	記載例ページ
廃業届	30日以内		1	●	▲	▲	▲	●	▲	25
●印:必ず添付が必要となる書類 ▲印:場合により添付が必要となる書類										
提出先:(一社)山梨県建築士事務所協会					問い合わせ先:(一社)山梨県建築士事務所協会 電話:055-225-1251					

※届出義務者が相続人の場合相続人を証明する書類、破産管財人の場合破産管財人を証明する書類、清算人の場合清算人を証明する書類の添付が必要となります。

廃業届

次のとおり建築士事務所を廃止したので建築士法第23条の7の規定により届けます。

提出日を記入 新規登録をするために廃業の場合は記入しないで下さい

〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 住所
氏名 ※建築士法第23条の7の区分により記入

指定登録機関 一般社団法人
山梨県建築士事務所協会 会長

廃業等の事項	届出者
1 建築士事務所の業務廃止	開設者
2 登録区分の変更（級変更、個人 ↔ 法人）	開設者
3 建築士事務所開設者の死亡	相続人
4 建築士事務所開設者の破産	破産管財人
5 法人が合併による解散	法人を代表する役員であった者
6 法人が上記以外の理由による解散	清算人

1 廃業した者の登録番号及び年月日	山梨県知事登録 第 1 - 〇〇〇〇 号 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
2 廃業したものの住所氏名事務所所在地	甲府市〇〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇建築士事務所	現登録番号及び登録年月日を記入
3 廃業年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	〇級建築士事務所	(廃業年月日) ・建築士事務所を廃業と同時に新規登録する場合は空欄で提出 ・開設者死亡の場合→死亡日（事実を知った日） (開設者が建築士免許登録をしている場合は併せて「死亡届」が必要)
5 廃業理由	※具体的に記入して下さい 例) ・建築士事務所の業務廃止の為 ・管理建築士退職の為 ・二級から一級へ登録区分変更の為	
受付欄	処理欄	
提出日が廃業年月日から30日を経過している場合は始末書の提出が必要となります。	決 済 日	年 月 日
	登 録 簿 抹 消	年 月 日
	完 結	年 月 日

【設計等の業務に関する報告書】

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者は事業年度毎に設計等の業務に関する報告書を作成し、事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければなりません。

(1) 設計等の業務に関する報告書提出先・提出部数

一般社団法人建築士事務所協会へ郵送してください。

提出部数2部（副本はコピー可）

(2) 提出書類について

次の表にしたがって必要な書類を提出してください。

区分	提出書類	提出部数	報告書（第一面～五面まで）	始末書	記載例ページ	備考
	提出期限					
設計等の業務に関する報告書	3月以内	2	●	▲	27～31	
●印: 必ず添付が必要となる書類 ▲印: 場合により添付が必要となる書類						
提出先: (一社)山梨県建築士事務所協会			問い合わせ先: (一社)山梨県建築士事務所協会 電話: 055-225-1251			

※業務実績の無い年度も実績無しとして報告が必要です。

※提出していない年度がある場合は速やかに提出してください。

記入例

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

山梨県知事 殿

事業年度経過後3月以内に提出する必要があります。万が一、期限を過ぎてしまっている場合は始末書を添付してください。

令和〇〇年 〇月〇日

（一級）建築士事務所（山梨県）知事登録第 1-0000 号

名 称

有限会社山梨県建築住宅 一級建築士事務所

所在地 甲府市丸の内*-*-*

電話 055 (000) **** 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

有限会社山梨県建築住宅

代表取締役 富士山 一郎

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

今回報告事業年度

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで

※今回報告する事業年度の期
間を記載してください。

記入例

(第三面)

当該事業年度中に属したすべての
建築士を記載してください。

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
富士山一男	一級建築士 管理建築士	00000		R00.00.00	構造一級 建築士	000000	R00.00.00
富士山一郎	二級建築士	000*0	山梨県	R00.00.00			
富士山二郎 (H00.00.00に所属)	二級建築士	0*000	山梨県	R00.00.00			
富士山三郎 (H00.00.00に退職)	二級建築士	*0000	山梨県	R00.00.00			
<p>・建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める一級・二級・木造建築士の定期講習について、直近の受講年月日を記入してください。</p> <p>・建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める定期講習以外の講習については関係ないので記入しないでください。</p>							
<p>一般建築士 1名(現在1名)</p> <p>二級建築士 4名</p> <p>木造建築士 3名(現在2名)</p> <p>構造設計一級建築士 0名</p> <p>設備設計一級建築士 1名(現在1名)</p> <p>0名</p>							

管理建築士には管理建築士と記入してください。

・建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める構造一級建築士及び設備一級建築士の定期講習について、直近の受講年月日を記入してください。

・提出時には退職をしている者や事業年度中に所属したものがいる場合は、指名の下に()書きで内容を記入してください。

・建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める一級・二級・木造建築士の定期講習について、直近の受講年月日を記入してください。

・建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める定期講習以外の講習については関係ないので記入しないでください。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
富士山一男	工事監理体制について、監理漏れのないよう、チェックリスト等を作成し、厳しく監理することが必要であると述べた。	R00.00.00
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">・ 開設者と管理建築士が同一の場合や当該事業年度に意見を述べなかった場合等は「該当なし」と記入して下さい。</div>		

【建築士事務所登録証明願】

建築士事務所の登録証明を行う場合は建築士事務所登録証明申請書を提出してください。
登録証明の交付は、申請書が提出されてから**1週間程度**かかります。

(1) 提出先・提出部数

一般社団法人建築士事務所協会へ持参してください。

提出部数：1枚

(2) 手数料について

登録証明の発行手数料は1枚につき400円となります。指定金融機関への振込もしくは窓口を持参してください。

※ 山梨県収入証紙は窓口での納入はできません。

(3) 提出書類について

次の表にしたがって必要な書類を提出してください。

区分	提出書類	提出部数	建築士事務所登録証明願	手数料	記載例ページ	備考
	建築士事務所登録証明願	1	●	●	32	登録証明1枚につき400円必要です。
●印:必ず添付が必要となる書類						
提出先:(一社)山梨県建築士事務所協会		問い合わせ先:(一社)山梨県建築士事務所協会 電話:055-225-1251				

令和 年 月 日

山梨県指定事務所登録機関
一般社団法人山梨県建築士事務所協会会長 あて

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者）

電話番号 ()

建築士事務所登録証明申請書

このことについて、**(例) 入札参加申請** のため、つぎのとおり建築士事務所登録がなされていることを証明願います。

記

建築士事務所名称		
建築士事務所所在地		
開設者 (名称及び代表者)		
事務所の種別	一級・二級・木造 建築士事務所	
建築士事務所登録	令和 年 月 日 山梨県知事登録第 号	
管理建築士	氏 名	免 許
		一級・二級・木造 建築士 () 登録第 号

(必要な登録証明書の数 _____ 通)

※手数料受領確認印欄（1通につき400円）

一級 : 大臣 例:(大臣)
 二級・木造 : 登録の都道府県名 例:(山梨)